

長崎市告示第 5 9 7 号

長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 1 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱（令和元年長崎市告示第 3 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<u>長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金交付要綱</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、本市における農業者の経営規模拡大、農産物の高付加価値化等による農業所得の向上又は次代の担い手の確保育成に必要な施設の整備等に係る事業を実施した者に対し、予算の定める範囲内において、<u>長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める	<u>長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、本市における農業者の経営規模拡大、農産物の高付加価値化等による農業所得の向上又は次代の担い手の確保育成に必要な施設の整備に係る事業を実施した者に対し、予算の定める範囲内において、<u>長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めること

ことを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は別表第1のとおりとし、農産物の区分等による補助対象経費の上限額は別表第2のとおりとし、環境制御機器導入に係る最大加算事業費は別表第3のとおりとし、及び遊休ハウスの移設に係る補助対象経費の上限額は別表第4のとおりとする。ただし、別表第2に定めがない複合品目等の上限額については必要性を整理したうえで、別途協議するものとする。

(事業計画の認定申請)

第3条 補助事業者は、補助対象事業の事業計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画認定申請書（第1号様式）に、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業計画の認定)

第4条 市長は、前条第2項の規定による提出があった場合は、その内容を審査して適当と認めたときは、長崎市農業構造転換・ス

を目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとし、農産物の区分等による補助対象経費の上限額は、別表第2のとおりとする。ただし、別表第2に定めがない複合品目等の上限額については必要性を整理したうえで、別途協議するものとする。

(実施計画の認定申請)

第3条 補助事業者は、補助対象事業の実施計画（以下「実施計画」という。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画認定申請書（第1号様式）に、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画書（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(実施計画の認定)

第4条 市長は、前条第2項の規定による提出があった場合は、その内容を審査して適当と認めたときは、長崎市農林業・農山村構

ステージアップ事業計画認定通知書（第3号様式。以下「認定通知書」という。）により通知するものとし、不適当と認めたときは、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第5条 補助事業者は、第3条第1項の認定を受けた事業計画を変更（入札結果による事業費の変更及び事業量又は事業費の3割を超えない変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項及び前条の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。

（補助金の交付の申請）

第6条 [略]

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業（変更）計画書（実績書）（第5号様式）及び長崎市農業構造転換・ステージアップ事業（変更）収支予算書（精算書）（第6号様式）とする。

3～4 [略]

（補助金の交付の変更）

造改善加速化事業実施計画認定通知書（第3号様式。以下「認定通知書」という。）により通知するものとし、不適当と認めたときは、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画不認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実施計画の変更）

第5条 補助事業者は、第3条第1項の認定を受けた実施計画を変更（入札結果による事業費の変更及び事業量又は事業費の3割を超えない変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項及び前条の規定は、実施計画を変更する場合について準用する。

（補助金の交付の申請）

第6条 [略]

2 規則第3条第1項第1号及び第2号の書類は、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業（変更）計画書（実績書）（第5号様式）及び長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業（変更）収支予算書（精算書）（第6号様式）とする。

3～4 [略]

（補助金の交付の変更）

第7条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）

承認申請書に添付する書類は、次の書類とする。

- (1) 長崎市農業構造転換・ステージアップ事業(変更)計画書（実績書）
- (2) 長崎市農業構造転換・ステージアップ事業(変更)収支予算書（実績報告）

第11条 [略]

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業（変更）収支予算書（精算書）によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業（変更）計画書（実績書）とする。
（補助金の交付）

第12条 規則第15条第1項ただし書の規定により、補助金は、概算払により交付するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第19条本文に規定する、市長の承認を受けようとする者が申請時に提出する書類は、長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書

第7条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）

承認申請書に添付する書類は、次の書類とする。

- (1) 長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業(変更)計画書（実績書）
- (2) 長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業(変更)収支予算書（実績報告）

第11条 [略]

2 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業（変更）収支予算書（精算書）によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業（変更）計画書（実績書）とする。
（補助金の交付）

第12条 規則第15条第1項ただし書の規定により、補助金は、概算払により交付することができる。

（財産処分の制限）

第15条 規則第19条本文に規定する、市長の承認を受けようとする者が申請時に提出する書類は、長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書

(第8号様式) とする。

2・3 〔略〕

(第8号様式) とする。

2・3 〔略〕

別表第1及び第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

区分	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
(1) 定着型	認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の経営改善計画及び認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下単に「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の青年等就農計画の達成に必要な施設等の整備に係る事業（補助金額が1,000千円以上のものに限る。）であって、園芸ハウスの設置規模が、1戸で取り組む場合にあってはおおむね1,000㎡以上、2戸以上で取り組む場合にあってはおおむね2,000㎡以上、3戸以上の場合はおおむね3,000㎡以上のもの	3戸以上の認定農業者若しくは認定新規就農者で組織された任意団体又は3戸以上の認定農業者若しくは認定新規就農者で組織された任意団体に対し、園芸ハウス又は農業用機械をリースする農業協同組合。ただし、離島振興法の指定地域で園芸ハウスを設置する場合は、受益戸数2戸で実施できるものとし、同一年度1品目あたり1回限り、受益戸数1戸で実施できるものとする。	次に掲げるものとする。ただし、第4号から第14号までに掲げる経費は、作物種ごとに必要があると第4条の規定による認定をしたものにより、補助対象経費とする。 (1) 本体資材（換気資材含む。） (2) 被覆資材 (3) 灌水資材（ポンプ、濾過器、液肥混入器等を含む。） (4) 加温機 (5) 二重カーテン資材 (6) 換気扇（循環扇） (7) 栽培用ベンチ資材 (8) 防虫ネット及び黄色蛍光灯（本体施設と一体的に整備し、防虫ネットは本体施設に固定するものに限る。） (9) 炭酸ガス発生装置（公的研究機関（国、県、独立行政法人又は国立大学法人が運営する研究機関をいう。以下同じ。）で効果が実証され、必要と認められる品目（いちご、トマト、ミニトマト、きゅうり、なす、かんきつ、きく、カーネーション、トルコギキョウ、バラ及びラナンキュラス）に限る。） (10) 建込工事（他者に請負又は委託する場合に限る。） (11) 電気工事（電照施設を含む。） (12) 遮光ネット（公的	次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 補助対象経費の2/5以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1戸で取り組む場合は、15,000千円を、2戸以上で取り組む場合は25,000千円を上限とする。ただし、農業用機械の場合は補助対象経費の1/3以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。 (2) 補助対象経費の1/10の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）
(2) ステップアップ型	新規就農者、親元就農者、認定農業者がステップを図るために必要な施設等の整備に係る事業（補助金額が1,000千円以上のものに限る。）であって、園芸ハウスの設置規模が、1戸で取り組む場合にあってはおおむね1,000㎡以上、2戸以上で取り組む場合にあってはおおむね2,000㎡以上のもの、又は農業用機械の導	新規就農者又は親元就農者又は農業所得600万円未満の認定農業者若しくはこれらのもので組織する任意団体に対し、園芸ハウス又は農業機械をリースする農業協同組合、若しくは次の各号に掲げる要件全てを満たす新規就農者又は親元就農者又は農業所得600万円未満の認定農業者若しくはこれらのもので組織する任意団体 (1) 新規就農者は認定新規就農者又は認定新規就農者となることが確実と見込まれ	次に掲げるものとする。ただし、第4号から第14号までに掲げる経費は、作物種ごとに必要があると第4条の規定による認定をしたものにより、補助対象経費とする。 (1) 本体資材（換気資材含む。） (2) 被覆資材 (3) 灌水資材（ポンプ、濾過器、液肥混入器等を含む。） (4) 加温機 (5) 二重カーテン資材 (6) 換気扇（循環扇） (7) 栽培用ベンチ資材 (8) 防虫ネット及び黄色蛍光灯（本体施設と一体的に整備し、防虫ネットは本体施設に固定するものに限る。） (9) 炭酸ガス発生装置（公的研究機関（国、県、独立行政法人又は国立大学法人が運営する研究機関をいう。以下同じ。）で効果が実証され、必要と認められる品目（いちご、トマト、ミニトマト、きゅうり、なす、かんきつ、きく、カーネーション、トルコギキョウ、バラ及びラナンキュラス）に限る。） (10) 建込工事（他者に請負又は委託する場合に限る。） (11) 電気工事（電照施設を含む。） (12) 遮光ネット（公的	次の各号に掲げる額の合計額とする。 (1) 補助対象経費の1/2以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1戸で取り組む場合は15,000千円を、2戸以上で取り組む場

	入にあたっては受益戸数2戸以上の共同利用のもの	ること。 (2) 親元就農の場合は経営改善計画を経営主と共同申請していること。また、当該農業経営に年間150日間以上従事し、かつ農作業従事日数が年間60日以上であること。ただし、事業実施年度に就農する場合にあつては、要件を満たすことが確実であること。 (3) 認定農業者は現況で農業所得600万円未満であること。	研究機関において効果が確認された作物の新設ハウス設置時に整備する場合に限る。) (13) 付帯施設(公的研究機関において効果が確認されたものに限る。) (14) (13)のうち環境制御機器については次に掲げるものとし、エからケについては炭酸ガス発生装置及びアからウをすべて装備した場合のみ、作物種等により必要性がある場合に補助対象とする。 ア 環境測定装置 イ ガス濃度コントローラー(炭酸ガス発生装置と一体的に整備) ウ 局所施用装置(暖房機のダクトを活用する場合には整備とみなす) エ 統合環境制御装置 オ 飽差制御装置 カ 自動灌水装置 キ 養液土耕システム ク ドライミスト ケ パット&ファン (15) 農業用機械(汎用性のないもので、1台当たり500千円以上のもの。ただし、受益面積の概ね1/2以上の面積を作業受託する組織が導入する場合は500千円未満のものも補助対象とする。)	合は25,000千円を上限とする。) ただし、農業用機械の場合は補助対象経費の2/5の以内の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) (2) 補助対象経費の1/10の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)
(3) トップモデル型	一定規模の農業所得を有する農家が産地のモデルとなるような取り組みに必要な施設等の導入に対する事業(補助金額は1,000千円以上のものに限り。)であつて、農業用機械の導入にあたっては、受益戸数2戸以上の共同利用のもの	次の各号に掲げる要件の全てを満たす農業者所得600万円以上の認定農業者若しくは農業所得を600万円以上の認定農業者を含む任意団体。 ただし、共同利用の場合は農業所得600万円以上のものを1戸以上含むものとする。 (1) 産地計画に位置づけられている農業者であること。 (2) 産地内への導入についてはこれまで産地で導入されていない施設、機械であること。 (3) 導入については年間1産地につき1回までとする。	ア 環境測定装置 イ ガス濃度コントローラー(炭酸ガス発生装置と一体的に整備) ウ 局所施用装置(暖房機のダクトを活用する場合には整備とみなす) エ 統合環境制御装置 オ 飽差制御装置 カ 自動灌水装置 キ 養液土耕システム ク ドライミスト ケ パット&ファン (15) 農業用機械(汎用性のないもので、1台当たり500千円以上のもの。ただし、受益面積の概ね1/2以上の面積を作業受託する組織が導入する場合は500千円未満のものも補助対象とする。)	次の各号に掲げる額の合計とする。 (1) 補助対象経費の1/3以内の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。ただし、1戸で取り組む場合は、15,000千円を、2戸以上で取り組む場合は25,000千円を上限とする。) (2) 補助対象経費の1/10の額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(4) 農地 盤 整 備 支援	新規就農者又は親元就農者に対してリースハウスを使用、若しくは就農研修者に対してトレーニングファーム用ハウスを使用させるために必要な園芸ハウスを整備するために必要な小規模（5ha未満）の農地整備に対する事業（補助金額は1,000千円以上のものに限る。）であって、国庫事業と一体的に実施するもの	次の各号に掲げる要件の全てを満たす新規就農者又は親元就農者に対し、園芸ハウスをリース若しくは就農研修者に対し、トレーニングファーム用ハウスを使用させる農業協同組合 (1) リース対象者又はトレーニングファーム利用者は、産地計画に位置づけられたもの若しくは位置づけ予定であること。 (2) リース対象者は親元就農者又は就農5年以内の新規就農者であること。 (3) トレーニングファーム利用者は、就農研修者であること。 (4) 本市が作成する団地化計画に沿った整備内容であること。	一体的に実施する国庫事業の補助対象経費を対象とする。ただし、建込費を補助対象としない国庫事業の場合にあっては、事業費に建込費を加えた額から補助対象事業費を算定することができるものとする。 (16) 第三者の遊休施設の移転にかかる経費（対象施設の解体費、建方費、補強費、一部交換部品代、運搬費）	補助対象経費の2／5以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の1／5に相当する額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額に2を乗じた額とし、1補助事業者につき15,000千円を上限とする。
(5) 施設 整 備 支 援	新規就農者又は親元就農者に対してリースハウスを使用、若しくは就農研修者に対してトレーニングファーム用ハウスを使用させるために必要な園芸ハウスの整備を支援する事業（補助対象経費が1,000千円以上のものに限る。）であって、国庫事業と一体的に実施するもの			補助対象経費の1／4以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の1／8に相当する額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額に2を乗じた額とし、1補助事業者につき15,000千円を上限とする。

別表第 2（第 2 条関係）

区 分	品目名	栽培方法	補助対象経費の 1㎡当たりの上 限額（円／㎡）
野菜	いちご	普通	22,020
		普通（高設）	34,080
	トマト	促成	20,400
	ミニトマト	促成	20,400
	きゅうり	促成	20,400
	アスパラガス （単棟ＡＰハウス）	半促成長期どり	11,650
	アスパラガス （連棟ＡＰハウス）	半促成長期どり	15,350
	なす	促成	20,380
	すいか	半促成	10,850
	メロン	ネットメロン夏作及び秋作	15,910
	にら	半促成	13,370
	いんげん	半促成	8,330
	スナップエンドウ	半促成	7,410
		促成	13,840
	しょうが	半促成	12,390
	にがうり	半促成	12,350
花き	菊	周年	39,590
	カーネーション	周年	29,410
	トルコギキョウ	周年	30,880
	ラナンキュラス	10月定植	22,720
	キンギョソウ		19,530
	ストック・ひまわり・ほ おずき		12,570
果樹	ハウスミカン	加温	25,810
		省加温	25,415
		無加温	15,490
	中晩柑	加温	21,180
		省加温	21,106
		無加温	15,860
	ハウスびわ	加温	18,350
		無加温（簡易ハウス）	8,870
その他品目	加温	14,270	
	無加温	7,410	

別表第3（第2条関係）

1 対象品目および機器類

対象品目	いちご、トマト、ミニトマト、きゅうり、輪ぎく、 カーネーション、バラ、トルコギキョウ、アスパラガス
必須機器	環境測定装置、炭酸ガス発生装置、ガス濃度コントローラー、 局所施用装置
任意機器	統合環境制御装置、飽差制御装置、自動灌水装置、 養液土耕システム、ドライミスト、パット&ファン

備考

- 1 局所施用装置は、暖房機のダクトを併用する場合には、装備したものとする。
- 2 アスパラガスについては必須機器の導入がなくとも自動灌水装置を導入する場合は対象とする。

2 対象品目および事業費相当額

必須機器および作物種等により補助対象となる任意機器を導入する場合に、以下の範囲内で基礎事業費として加算する。

品目名	最大加算事業費（円／10a）
いちご	2,400,000
いちご（高設）	2,400,000
トマト	13,360,000
ミニトマト	13,360,000
きゅうり	12,830,000
アスパラガス	630,000
輪ぎく	6,760,000
カーネーション・ガーベラ	5,630,000
バラ	11,170,000
トルコギキョウ	7,290,000

別表第 4（第 2 条関係）

種類	10 a あたり上限額（千円）
単棟ハウス	2, 842
連棟標準型	4, 085
連棟補強Ⅰ型（HK）	5, 106
連棟補強Ⅱ型（SRH）	4, 964

第1号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画認定申請書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画認定申請書」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金交付要綱」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条、第5条関係）

年度

長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画書

年 月 日

1 総括表

事業主体名 (管理主体名、取組主体名)	地区名	受益戸数	事業費 (うち補助対象) (円)	事業費の内訳				
				市補助金 (円)		その他 (円)	うち借入 (円)	
事業内容及び事業量 (施行方法別、詳細に記載)		受益面積(a)		着工予定時期	竣工予定時期	消費税相当額 に対する仕入 税控除の有無	補助対象物件の 担保提供の有無	借入協 議状況
(施行方法：直営・請負・代行)				年 月	年 月			資金名
		関連 国庫等補助事業 実績及び計画	実施 年度	事業名	事業主体名	事業内容	農業共済等の 加入申請状況	融資 機関名
								借入申 込予定 年月
							関係法令等との 調整状況	
施工箇所（地番）及び現況								
(地番) ① ② ③ (所有者氏名) ① ② ③ (地目) ① ② ③		農振地 域との 関連	区分	() 農業振興地域内 () 農業振興地域外				☐ 農地法 ☐ 農振法 ☐ 建築基準法 ☐ 建設業法 ☐ 都市計画法 ☐ 食品衛生法 ☐ 土地改良法 ☐ その他必要な関係法令等 ☐ 事業主体の事業実施議決 ※調整未済の場合は調整状況を記載。
				農地	施設用地	採草放牧地 混牧林地	農振白地	
			施工 箇所					
			受益 地					

2 事業の目的及び効果

(事業主体または取組主体の概要)

(本事業を実施する目的)

(事業主体または取組主体における本事業の実施効果)

(国庫事業等で実施できない理由)

3 事業実施にかかる数値目標

目標項目	単位	現状値 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	評価の検証方法

4 事業主体及び管理主体、取組主体の概要

[illegible]

5 費用対効果の分析

①総事業費 (千円)	②年総効果額 (千円/年)	③総合耐用 年数 (年)	④還元率	⑤妥当投資額 (千円) (②÷④)	⑥廃用損失額 (千円)	投資効率 (⑤－⑥)÷①	備考

6 施設等の運営収支計画

項 目		事業実施年度	年度	摘 要
収 入				
	計			
支 出				
	計			

7 共同性の確保計画

- (1) 栽培する作物（作目名： ）
- (2) 施設の設置場所について ア. 連担・近接 イ. 集落内 ウ. 共同性が確保できる範囲
- (3) 栽培方法について ア. 組織でまとめる イ. 個人ごと
- (4) 生産資材等の購入方法について ア. 組織でまとめる イ. 個人ごと
- (5) 共同作業・研修会について ア. 育苗 イ. 定植 ウ. 収穫 エ. 病害虫防除 オ. 土づくり
（3項目以上） カ. 研修会 キ. 作業日誌等の記載 ク. 被覆資材の張替え
 ケ. その他（ ）
- (6) 生産物の出荷方法について ア. 組織でまとめる イ. 個人ごと
- (7) 生産物の出荷先について ア. 農協 イ. 卸売市場 ウ. 直売 エ. その他（ ）
- (8) 組織の運営口座 ア. 統一する イ. 個人ごと

8 その他

- (1) 事業費の積算根拠関連資料
- (2) 事業量の積算及び規模決定根拠関連資料
- (3) 認定要件を確認できる資料及び取組ポイントを確認できる資料等
- (4) 費用対効果算定シート及び根拠
- (5) 事業主体(管理主体、取組主体)の規約及び管理運営規定、議事録
- (6) 位置図(受益地記載)、施設平面図、立面図、配置図
- (7) 見積書(実施設計額の根拠となる)、カタログ等
- (8) 敷地等賃貸借契約書の写し
- (9) ながさき農業構造転換・ステージアップ事業実施における「個人情報の取扱い」に関する同意書
- (10) その他、市長が必要とする資料

第3号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画認定通知書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画認定通知書」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画認定申請書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画認定申請書」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金交付要綱」に改める。

第4号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画不認定通知書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画不認定通知書」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業実施計画認定申請書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業計画認定申請書」に改める。

第5号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業（変更）計画書（実績書）」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業（変更）計画書（実績書）」に改める。

第6号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業収支（変更）予算書（精算書）」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業収支（変更）予算書（精算書）」に改める。

第7号様式中「長崎市指令」を「長崎市」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金交付要綱」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金交付要綱」に改める。

第8号様式中「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金による取得財産等の目的外処分承認申請書」に、「長崎市農林業・農山村構造改善加速化事業費補助金」を「長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市農業構造転換・ステージアップ事業費補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に決定する補助金について適用し、同日前に決定した補助金については、なお従前の例による。

（令和８年度に係る特例）

3 前項の規定に関わらず、令和８年４月１日からこの要綱の施行の日前までに行われた事業計画の認定申請及び事業計画の認定は、新要綱の相当規定によりしたものとみなす。